

相互接続回線の建設申込手続き等に関する接続約款の見直しについて

NTT東日本及びNTT西日本（以下、NTT東西）は、本日、総務大臣に対し、既に認可申請を行っている「相互接続回線の建設申込手続き等に関する接続約款変更の認可申請について」（平成14年10月17日認可申請済）の申請内容の補正を行いました。

1. 概要

NTT東西の交換機（加入者交換機及び中継交換機）と他事業者様の電気通信設備との接続に係る相互接続回線の建設申込み手続き等については、ネットワークの効率化と設備の有効活用の促進の観点から、接続約款変更の認可申請を行っておりましたが、情報通信審議会から、「平成15年度上期に係る回線減設の申込みについては（工事調整の結果、工事の実施時期が下期に及んだ場合を含め）経過措置として、NTT東西において費用負担を求めないこと」が確保された場合には認可することが適当と認められる、との答申がなされたことから、申請内容の補正を行うことと致しました。

2. 主な内容

- ・変更申込みに関する経過措置の一部見直し

「相互接続回線の建設申込手続き等に関する接続約款変更の認可申請について」（平成14年10月17日）において、平成15年度上半期分の接続用設備の廃止に係る変更の申込みがある場合には、その申込みを承諾することを、経過措置として規定することとしておりましたが、当期に係る接続用設備の減設又は廃止に係る工事（接続用設備の減設又は廃止の実施時期が、工事調整の結果、平成15年度下半期に及ぶものを含む）については、工事費の費用負担を求めないとする経過措置を追加いたします。

3. 実施時期

総務大臣の認可を得た後、速やかに実施することとします。

本件に関するお問い合わせ先
NTT東日本 相互接続推進部
電話 03-5359-4180
E-mail open@sinoa.east.ntt.co.jp
NTT西日本 相互接続推進部
電話 06-4793-7181
E-mail open@west.ntt.co.jp